

社会福祉法人 十日町福祉会 行動計画

職員一人一人がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年12月31日

2. 内 容

目 標 出産・育児休暇や療養休暇等長期の休暇（概ね3カ月以上）終了後、スムーズな復職を支援する。

- 取組内容
- R3年4月～ 利用可能な両立制度に関する内容を職員、管理者へ周知する。
 - R3年4月～ 管理職、班長職、リーダー職向けに復職後の職員フォローに関する研修を行う
 - R3年4月～ 職場復帰プログラムの検討を行う。
 - R4年4月～ 職場復帰プログラムを導入する。

一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。